

第3回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

日時：2021年1月25日（月）15:00～16:00

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

- (1) 開会
- (2) 第2回委員会（11/9）の議事録確認 【資料1】
- (3) 調査方針について 【資料2】
- (4) 現地調査の進捗報告（港区教育委員会より） 【資料3】
- (5) 文献調査の中間報告（JRより） 【資料4】
- (6) 報告事項
 - ・現地見学会の実施状況（JRより） 【資料5】
 - ・築堤に関するメディア分析（JRより） 【資料6】
 - ・文化庁視察時のご意見（東京都より） 【資料7】
 - ・学会の要望・視察等について（JRより） 【資料8】
- (7) 全体スケジュール 【資料9】
- (8) その他
- (9) 閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。

第2回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録(案)

1 開催概要

2 開催概要

- 日時：令和2年11月9日(月) 13:30～15:00
- 場所：東日本旅客鉄道株式会社 現地会議室
- 出席者：33名

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏 (早稲田大学 人間科学学術院 教授)
委員	・老川 慶喜氏 (立教大学 名誉教授) ・小野田 滋氏 (鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長)
オブザーバー	・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道 (株)	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

(欠席委員：古関 潤一氏)

(欠席オブザーバー：鉄道博物館 学芸部)

■ 当日配布資料

- ・ 次第
- ・ 資料1：第1回委員会（9/18）の議事録確認
- ・ 資料2：保存方法等に関する方針について
- ・ 資料3：現地調査の進捗報告
- ・ 資料4：3街区一般部の本調査計画

3 議事要旨

(1) 第1回委員会(9/18)の議事録確認

- 第1回委員会における以下の指摘事項への対応について、問題ないことを確認した。
 - 資料1-2、1-3の文言修正(「現地保存」と「本調査」)
 - 資料1-2p2の記録保存への追記(「出土品の展示による公開活用」)
- 開催記録について、修正の箇所がある場合は本会議の終了までに指摘いただき、ない場合は確定とする。(谷川委員長)
⇒配布した開催記録で確定

(2) 保存方法等に関する方針について

- 委員、東京都・港区が作成した「高輪築堤の保存の方針について」の説明を受けた。
- 上記は、結論ではなく今後の協議・調整の出発点であり、文化財保護の観点から最も望ましい保存方法の原案である。(谷川委員長)
- 1項については、事業者としても同様の考えである。一方、3項について、既に事業やまちづくりが進んでいる中で約80mを現地保存することは、非常に難しい。発掘された築堤を埋め戻すよりも、知見を得て、後輩たちや地域の皆様に残すことが事業者としての使命ではないかと考える。今後、これまで行ってきたまちづくりや今後の開発計画を説明したうえで、建設的な議論を行い、できるだけ速やかに方向性が定められるよう、調整をお願いしたい。(JR)
- URが施工する区画道路部も第7橋梁の一部と重なるほか、ライフライン整備により橋梁の一部を取り壊さざるを得ないと考えている。(UR)
- 文化財関係者と開発事業者とが知恵を出し、議論を積み重ね、理解しあうというプロセスが大事である。早急に協議の場を設けたい。(谷川委員長)

(3) 現地調査の進捗報告

- 2街区・第2東西連絡道路部・3街区の調査が先行しているが、今後調査が進捗していく中で、他の街区においても遺構が発掘される確率が高いのではないかと予測する。全体的に、非常に残りがよいことは疑いようがない。(谷川委員長)
- 築堤部については、予想していた以上に複雑な構造となっているため、発掘調査に手間がかかっていると同時に、丁寧な観察が必要とされている。現地保存を要望している約80mについては、保存の方針が決定しない限り、手をつけることができない。仮に橋台部を調査するとなった場合、非常に長い時間がかかると予想される。(谷川委員長)
- 地盤の構造はまだ掘みきれていない状況である。(谷川委員長)
- 内部の構造を早い時期に把握できると、今後進めやすくなる。(小野田委員)
- 2街区は遺構調査延伸に伴いゼネコンの施工を止めている状況である。遺構調査がいつ終わるかを明確にしてほしい。(UR)

(4) 3街区一般部の本調査計画(案)

- 事業者としての意見・考えは了解した。ただし、通常、埋蔵文化財に関する調査の仕様書は、事業者が作成するのではなく、教育委員会が作成するものであることを理解いただきたい。(谷川委員長)
 - 記録保存ということになれば、基本的に全ての箇所が詳細調査となると考える。(東京都教育庁)
 - 現在行っている検出調査から得られる知見(工区や盛土の下の地盤を支える構造物等)を、本調査に盛り込んでいく必要がある。それがないままに計画を作成することは、非常に難しい。(谷川委員長・東京都教育庁)
 - 現地保存を要望している約80mに関する協議を行う中で、2街区・3街区の全体の方針が変わることもある。そのため、現時点で現地保存や記録保存のエリアを切り分けない方がよい。(谷川委員長)
 - 現段階では、どこを記録保存とするか等、具体的な場所の判断をすることはできないが、記録保存の方法は先行して検討する必要がある。仮に橋台部で記録保存を行うとなった場合、全く別の方法になるのではないか。(谷川委員長)
 - 委員、東京都・港区で築堤部の調査方法に関する原案を作成する。橋台部の協議と並行して、事業者と調整を行っていく。(谷川委員長)
-
- 移築保存して史跡の指定を受けることは、常識的に考えられない。(谷川委員長・港区)
 - 5街区・6街区については、今後計画を検討する中で、発掘状況に応じて、保存の考え方を加味していけるとよいと思う。(港区)

(5) その他

- 高輪で遺跡が発掘されたことを隠していると思われたり、公開せず批判を受けたりすることがないように、なるべく早くプレス発表を行うことが望ましい。(谷川委員長・老川委員・港区)
- それほど遠くない適切な時期に公表できるよう、調整を進める。(JR)

4 議事録

4.1 開会

- (事務局) 第2回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 出欠について
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 次第の説明

4.2 第1回委員会(9/18)の議事録確認について

※事務局より説明：資料1(第1回委員会(9/18)の議事録確認)

- (谷川委員長) 第1回委員会において、「現地保存」・「本調査」に修正すること、資料1-2裏面にある「出土品の展示による公開活用」という文言を移築・記録の両方に入れることという指摘があり、対応したということである。質問・意見はあるか。
- (全員) 異論なし。
- (谷川委員長) 議事録は、発言者全員に配布しているか。
- (事務局) 日程調整をする段階で、全員に送付した。
- (谷川委員長) 特段、問題はなかったか。
- (事務局) ないものと認識している。
- (谷川委員長) 目を通していない人がいる可能性もある。この場で確定した方がよいか。
- (事務局) よい。
- (谷川委員長) 発言の主旨と異なる形で記録がされているのはよくないため、修正箇所がある場合は本委員会の終了までに指摘をいただきたい。なければ確定とするのでよいか。
- (全員) 異論なし。

4.3 保存方法等に関する方針について

※谷川委員長より説明：資料2(保存方法等に関する方針について)

- (谷川委員長) 質問・意見はあるか。
- (JR) 委員の皆様、東京都教育庁、港区教育委員会の皆様より、現地の状況を見ながら、文化財保護という観点から今後の協議・調整の出発点として考えをまとめていただいたことに感謝する。重々に受け止めて今後の調整を進めていきたい。1項について、事業者としても、150年

前に先輩方がつくり、残してくれたもの／結果として残っているものに敬意を払い、大切に取り扱いしていきたいという気持ちは同じである。今後とも、建設的な調整・議論をお願いしたい。一方、3項について、事業者としては、考え方が異なる。2009年より車両基地の再編等の鉄道事業が始まり、半ばまで進んでいる。80m(20m+両側30m)の現地保存を行う場合、これまで積み重ねてきたものも含め、今後のまちづくりが非常に困難という状況が見えている。我々のまちづくりは、これまで車両基地がまちを分断していたという経緯を踏まえて、地域への貢献を大切に、人の流れ、文化の交流、エネルギー的な視点から取り組んでいる。既にまちづくりが決定され、事業が進んでいる中で、現時点では80mを現地保存するという事は難しい。我々としては、先輩方が残してくれたものが2009年から始まった事業の中で出てきてくれたと思えば、土の中に戻すのではなく、知見を得て、後輩たちに残していくことも使命ではないかと考える。特に3項については、今後調整をお願いしたい。1項についての考え方は沿っているため、是非とも建設的な議論の中で、どのような形にせよ後輩たち、あるいは、地域の皆様に恥ずかしくないよう、悔いが残らないように進めていきたい。我々も一生懸命に説明を差しあげる。なるべく速やかに大きな方向を得られるよう、調整をお願いしたい。

(谷川委員長)
(全員)
(谷川委員長)

只今の意見について、質問・意見はあるか。
なし。

「開発」と「遺跡の保存」は、宿命的に難しい問題と理解している。今回の場合、開発計画が先行し、遺跡の発見がかなり後になったということもあるが、非常に重要な遺跡であることは間違いない。我々からは現地保存をお願いしているが、文化財関係者と開発関係者がどのように知恵を出し、議論していくか、その積み重ねやプロセスが大事である。最初から全く異なる考え方を正面衝突させるのではなく、できるだけ互いに理解をしようことが大事である。どのような形にせよ、早急に協議の機会を設けたい。

(JR)

建設的なプロセスの中で、どのような形になるにしろ、よい形で後輩たちに継承していきたい。プロセスについて、文化財の世界の中のみでの議論にはならないと考えるため、我々がこれまで行ってきたまちづくり、今後の開発計画を説明させていただきたい。委員会とするか否かについては、東京都、港区より指導をいただきながら、なるべく速やかに調整の場を設けていただききたい。第7橋梁橋台部を中心として、半分はJRの開発事業・建築事業、半分はURの区画整理事業となっているため、URも含めた調整の場になると思う。

(UR)

2024年のまちびらきに向けて、我々区画整理施工者は道路を施工していく段階になる。3項にあるように、第7橋梁橋台部を現地保存することになると、区画2号の道路下30cm程度のところが、幅員12

mのうち9m程度を橋台で占められてしまうことになる。道路として成立しなくなるとともに、下水、汚水、雨水、ガス管などは橋台を切り欠いて設置する必要があるが生じてくる。港区道路管理者とは既に設計協議も整っている段階であるため、我々もあわせて調整させていただきたい。

(谷川委員長) 早急に協議の場を設ける。我々も今までは、具体的な開発計画に関してはほとんど聞いていないという状況もある。ただし、遺跡の重要性は変わらないため、実りのあるプロセスを大事にした形の協議を行いたい。

4.4 現地調査の進捗報告

※港区より説明：資料3（現地調査の進捗報告について）

(谷川委員長) 質問・意見や補足等はあるか。

(UR) 原案で現地保存と言われている第7橋梁橋台部について、調査中として写真等を添付いただいているが、今後どのような調査になるのか。素人目に見ると外観的な調査が中心ではないかと思うが、例えば、橋台の内部は絶対に傷つけてはならないのか等、教えていただきたい。

(谷川委員長) 現地保存を要望している80mに関しては、保存の方針をある程度決定しないと、手をつけることはできない。ただし、協議に入るということで、その協議の中で方針が決定すれば対応していくことになる。第7橋梁橋台部は非常に精巧・緻密で、構造物自体がかなり複雑かつ嚴重なつくりとなっている。仮に調査することになると、非常に長い時間を要すると思う。また、築堤部に関しても、歴史的重層性があることも含め、構造が非常に複雑である。第二東西連絡道路部も、11月15日終了という協定であったが、まだ終了していない。我々が予想していた構造よりもはるかに複雑で、調査に手間がかかっているという状況である。そのため、築堤部も、発掘調査自体に手間がかかる。また、全体が同じような構造ではないことが判明してきたため、丁寧に観察していく必要がある。我々が非常に驚いたのは、海側の石垣の前面に波除杭があるのではないかと予想していたが、波除杭のみでなく、地盤を固めるための砂利を用い、砂利の下に群杭という大量の杭が打たれている。当然、調査の対象となる。また、土丹（泥岩）の大きな礫が敷き詰められている。砂浜にこのような構造物を築造する際、地盤を安定させる必要があったことが、クリアに分かってきた。第二東西連絡道路部の調査は、盛土の下まで至っていない。盛土する前段階でどのような地業をしていたかが問題である。砂の上にそのまま土を盛ることは、常識的には考えられず、ある程度安定した地盤の上に盛土

をしたと推測する。その際、地盤の構造はどのようになっているのか。土丹を敷いていた可能性や、土丹の下にさらに杭がある可能性もある。まだ最終的な構造が掴みきれていない状況である。

- (小野田委員) 発掘調査において、盛土の断面は調査できていないか。
- (港区) 徐々に調査を進めている。山を重ねていくような形で築かれている。最下面まで調査を進められたわけではない。
- (小野田委員) 盛土の内部の構造について、現段階では、資料4右側のイメージ図を想定しているが、この通りなのか気になっている。仮に内部の構造が複雑な場合、詳細に調査していく必要があるため、なるべく早い時期に把握できるとその後の計画が進めやすくなる。
- (港区) 現段階で把握できていることを整理するとともに、今後どのようなものが発掘されるのか、それによってこれまで分かっていたことへの評価がどのように変わっていくのか、大成エンジニアリングと確認しながら進めていきたい。
- (UR) 大変な調査をいただいております、感謝申し上げます。先行していただいている第二東西道路部について、事業のスケジュールが押しており、現状、ゼネコンを待たせてしまっている状況である。11月15日の協定を延長することは聞いているが、見通しとしてどの程度のスケジュールを想定しているのか、分かる範囲でうかがいたい。
- (港区) URの工事に支障が出ることはうかがっている。URの工事になるべく影響が出ないように、海側については先行して調査の終了を確認するよう、JRと協議を進めているところである。協定書の変更自体の期限に関する協議はまだ行っていないため、全体的な終了期限について申し上げることは差し控える。
- (谷川委員長) 部分的に明け渡すことになる。通常、全て終了した段階で終了確認が行われることになるが、明け渡し部分に関して、先行して終了確認を行う形もある。港区教育委員会の判断となる。スケジュールの関係で先行する必要があるため、先行して調査することは聞いていた。そのような形で進めることについて、了解をいただきたい。その他、質問・意見はあるか。
- (全員) なし。
- (谷川委員長) 資料4(A3)④に、第二東西道路の撤去した石垣の写真がある。海側に積まれていた石垣である。我々は当初、もう少し薄いものと予想していたが、実際に取り出したところ厚みがあり、大きなもので200kg程度あった。人間が取り外すには危険が伴う状況であるため、現在、検討しているところである。現場を見て、大型の石垣石の控え部分を切断している印象を受けた。台場や常盤橋においても石垣石の控え部分が切断されていたが、それらより大きく切断されていた。このような石があるのかと驚いた。大型の石垣石が積まれているということは、通常の石垣を築いていくのと同様、実際の工事自体も非常に大変だっ

たのではないか。

4.5 3街区一般部の本調査計画（案）

※事務局より説明：資料3（3街区一般部の本調査計画（案）について）

（谷川委員長） 通常、埋蔵文化財の仕様書は教育委員会が作成する。仕様書に基づき、調査方法が決まった段階で、発掘会社を決定し、協定書を結ぶことになる。基本的に、調査の仕様は事業者が作成するのではなく、教育委員会が策定する。埋蔵文化財行政の中では、通常行われていることであり、事業者が仕様書を作成するという例外を認めるわけにはいかない。一方、調査の仕様に関して、事業者に理解をいただくことは必要と考える。ただし、記録保存の場合、遺跡が壊されることになるため、調査の方法に関しては、基本的に埋蔵文化財行政という行政の枠組みの中で、仕様書を作成していくことになるとうご理解いただきたい。今回、意見を提示していただき、事業者としての考えはうかがった。全て詳細調査ではなく部分的に簡易調査を行えないのか、あるいは、杭を全て抜いたとしても記録方法は検討する必要があるのではないかと考えていることは理解した。効率的な調査をしてほしいという事業者の考えは分かるが、二つ返事で分かりましたと言うことはできない。現在、検出調査を行っており、また、第二東西道路部はこれから下まで掘り下げることになる。最も大事な問題は、その調査の知見を記録保存の考え方に盛り込んでいく必要があるということである。それがないままに本調査計画を作成することは、非常に難しい。調査の方法については、一旦、東京都・港区、専門家で引き取り、原案を作成するという形で了解いただきたい。

（東京都教育庁） そもそも埋蔵文化財は、現地に残していただきたいとお願いしている。当然、社会生活もあるため、残せない部分については記録をとり、その記録をもって後世に伝えるという考え方であり、詳細調査や簡易調査という概念がない。つまり、残せない部分は詳細に記録を取り、将来、復元やバックアップが可能な状態にするものとしており、簡易調査でよしとするのは難しい。築堤は、同じような構造物であっても、つくった人物が異なることが分かってきた。この点について、表面からの観察のみではなく、ある程度調査結果を踏まえたうえで、どこからどこまでが同じ人物がつくった構造物なのかといった線引きを考えていかなければいけないと思う。第二東西道路部の調査の成果を踏まえて、調査の方法を埋蔵文化財行政が考えるというのが流れではないか。

（老川委員） 3街区一般部の本調査の仕様書は、教育委員会が作成するということ

であるが、第7橋梁橋台部については、別途協議でよいのか。

(谷川委員長)

基本的に80mに関しては、早急に協議を行うことになっている。どこを記録保存とするのかという問題が出てくるが、現状、80mを含むか否かを含め、確定することはできない。どこを記録保存とすることが最も合理的かという判断をつけることもできない。ただし、どのような調査を行うかの議論には時間を要するため、前段階で決めておく必要がある。その後、調査の仕様を決定した段階で、協定書を作成し、ようやく調査になる。具体的な記録保存や現地保存の場所、移築するのか等を念頭に置いた形ではなく、どちらにせよ記録保存は行うことになるため、その方法に関しては、保存に関する全体の方針が決まる前に先行して検討したい。現段階で作成しておかないと間に合わなくなる。仮に第7橋梁橋台部を記録保存とする場合、構造物が全く異なるため、別の仕様書になる。今回考えようとしているのは、築堤部分に関する基本的考え方、具体的な仕様についてである。検出調査により、ある程度当時の工区が判明するのはないかという見通しがある。その中で、どのような調査を行うかを考える必要がある。また、第二東西道路部分において、盛土の下の地盤をどのような構造物で支えていたかが全く分からないまま、調査の仕様を作成することはできない。第二東西道路部分の調査の進捗を念頭に置き、最終的に調査結果の情報を全て盛り込んだ段階でしか、築堤部分の仕様書はできない。ただし、議論は先行させていくべきと考える。第7橋梁橋台部の協議とは別に、調査の方法を検討し、JRにも了解をいただくことになる。

(東京都教育庁)

(谷川委員長)

3街区の80m以外の部分については、原則、記録保存でよいのか。そのように切り分けてしまうこと自体がよいのかという問題が出てくる。80m部分に関しての協議を行って行く中で、全体の方針が変わることもある。我々は、文化財的な価値のみにフォーカスして原案を提示したが、現実問題を踏まえて変更となる可能性もあると思う。記録保存の場所を決めてしまうと、よい結果を生まない可能性がある。少し柔軟に考えてもよいと思う。現段階でエリアを切り分けることは、あまりよくないのではないかと。港区はいかがか。

(港区)

JRがどのように考えるかではないか。開発を優先して記録保存ということであれば、了解となるかは分からないが、その旨を提示していただき、どうしていくのかを検討するべきである。5街区・6街区については、計画が未確定とうかがっている。どのような状況で何が発掘されるかは分からないが、全体を加味・俯瞰して、保存の考え方を検討していくのがよいと思う。第7橋梁橋台部の結論は出ていないが、埋蔵文化財としては、最悪、記録保存でやむなしという場合もある。移築に関しては、その後、埋蔵文化財や史跡としての指定の可能性は低くなることは了解いただきたい。委員会はあくまで意見照会に近いため、考え方について改めて回答いただき、どうするべきなのか決断

をお願いする。

- (谷川委員長) 協議を行い、互いの状況を理解したうえで、様々な考え方が出てくる可能性もある。決め打ちをせず、柔軟に構えて進めていきたい。移築したものが埋蔵文化財や史跡に指定されることは、常識的に考えられない。例えば、落合の下水道局に、新宿で発掘された江戸時代の下水道管（石の樋）が保存されているが、新宿区で指定しようという話は一度も出たことがない。あくまでその場所にあるということが重要である。建物の場合、曳家することがある。例えば、護国寺の月光院のように、京都の建築物を東京に移築して重要文化財になった事例はある。ただし、同じように考えるのは難しいのではないか。本調査計画については、我々で原案を作成したうえで、相談させていただく。
- (JR) 3街区一般部の本調査計画について、基本となる流れを理解しながらではあるが、特に第7橋梁橋台部の協議をあわせて、指導・調整をいただくということで進めていきたい。
- (谷川委員長) 第7橋梁橋台部の協議と同時並行になる。ただし、原案は我々で作成する必要がある。我々専門家や東京都・港区で、調査の方法も含め、検討する。まとまった段階で、協議の場を設ける。
- (JR) 資料4を作成した背景として、これまで委員会の中で、連続性が非常に重要という指摘を受けたことがある。ともすると、調査を詳細に行うとなった際、スケジュールや事業費等、事業者としての負担が非常に大きくなる。調査の趣旨を踏まえたうえで、我々としてどうしたらよいか議論させていただき、1～3という段階に分けた。簡易と記載したからといって、決していい加減な調査を行うわけではない。先行トレンチ断面調査における具体的な位置は、教育委員会と協議させていただく。簡易調査における簡略化の方法についても、原文を踏まえた調査を行う。また、大きく周辺と相違がないことも確認する。根本となる思想は盛り込んだうえで、3段階に分けている。原案を作成いただく際には、そのような趣旨を理解いただいたうえで、議論させていただきたい。
- (谷川委員長) 考えは理解した。基本的に、記録保存の調査は、従来の記録保存の考え方に沿った形で対応する。ここだけを特別扱いすることはできないということは、了解いただきたい。

4.6 その他

- (谷川委員長) その他について、質問・意見はあるか。
- (老川委員) プレス発表については、どのようになっているのか。
- (谷川委員長) プレス発表については、以前より話題になっていた。一部の報道機関は気づき始めている節もある。隠していると言われることは、よくな

いと思う。これだけの遺構が出ているにも関わらず、公開しなかったとなると、今後非常に大きな批判を受けることになる。速やかなプレス発表をお願いしたい。港区はいかがか。

(港区) 区としても同様、非常に貴重な遺構が発掘され、報道機関も気づき始めていることもあり、大変懸念を持っている。なるべく早い段階で、JRより正式に発表していただけるのが望ましい。

(JR) 本日の委員会以外においても、港区を含め、意見をいただいている。会社として公表する場合、会社としての判断は必要になるが、いただいた意見を踏まえ、そう遠くない適切な時期に公表できるよう、調整を進めていきたい。公表する際には、皆様含め事前に調整をさせていただく。

(谷川委員長) 報道機関は気づき始めている。都心の文化財関係者内でも噂になっており、時間の問題だと思う。情報を抜かれてしまった場合、後々大変なことになるのではないかと。同業者等にも知られ始めており、そこから公表されてしまう確率も高まっている。後々の混乱を考えると、隠さずに公表した方がよいと思う。

(JR) 隠しているわけではない。

(谷川委員長) それは理解しているが、そのような状況になっているということである。

(JR) 適切な広報戦略の中で対応していきたい。

(谷川委員長) 危険水位になってきている。鋭意、検討していただきたい。

(JR) そのような動きがあることは理解したうえで、適切に対応していく。

(谷川委員長) その他、質問・意見はあるか。

(全員) なし。

4.7 閉会

(事務局) 保存方法、本調査の進め方については、並行して引き続き協議を進めていきたい。次回委員会については、保存方法、調査に関する協議の状況、現場の調査の進捗にあわせて、開催したい。具体的な時期は未定である。別途相談させていただいたうえで、調整をお願いしたい。第2回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上

高輪築堤跡の調査の方針について

高輪築堤調査・保存等検討委員会、東京都教育委員会及び港区教育委員会は、高輪築堤跡を対象とする埋蔵文化財の記録保存調査の方針について、次のように提案する。

1. 高輪築堤跡の文化財的価値

- ・高輪築堤跡は国史跡「旧新橋停車場」と一連のものであり、近代化土木遺産を代表する極めて重要な遺跡である。
- ・高輪築堤跡は、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めており、東京や高輪地区の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ・今回確認された高輪築堤跡は、遺構の連続性をとらえることが可能であり、遺存度も極めて良好である。また、明治5年（1872）の鉄道創業時から、複線化、3線化、そして現代に至るまでの日本の鉄道の歴史の変遷をたどることができる遺跡である。
- ・第7橋梁橋台部は、遺存度も極めて良好であり、今後同種のもので発見される可能性は低く、希少性の高いものである。

2. 調査対象

調査の対象は、JR 高輪ゲートウェイ駅の西方で確認された、長さ 1.3km ほどの築堤本体、海手側及び山手側石垣と波除遺構、そして埋め立て遺構等を含むものである（港区遺跡番号 208）。

3. 調査の基本方針

- ・上記2のような高輪築堤跡の文化財的価値を踏まえて、調査は、高輪築堤調査・保存等検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び埋蔵文化財行政における東京都教育委員会（以下「都教委」という）・港区教育委員会（以下「区教委」という）が作成する調査方針及び調査指導の下で、考古学とともに近代史、鉄道史、土木史、土木工学、地質学、植物学、環境史などの諸分野の知見と方法に基づき、詳細かつ慎重に調査を実施する。
- ・高輪築堤は本来、新橋～横浜間の鉄道構造物総体の一部をなすものである。旧新橋駅は国指定史跡「旧新橋停車場」として保存・活用されている。この点を踏まえ、高輪築堤跡もこれに関連する遺構として史跡に相当する重要性をもつことを認識の上、調査を実施する。
- ・遺構の現地保存や移築保存が想定される場合には、それを前提にした調査を実施する。

4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会

- ・検討委員会は、高輪築堤跡の「調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行う」とされる（設置要綱第2条）。
- ・これを受けて、検討委員会では、埋蔵文化財行政における都教委・区教委の指導の下に、調査方針を定め、具体的な調査方法について決定する。

5. 調査の進捗確認

- ・調査の進捗と課題については、定期的に区教委から検討委員会に報告する。
- ・上記の実施にあたり、複数の発掘調査会社が従事することから、調査の目的や各種データ、調査成果等について、定期的に情報共有を図る。

6. 調査の課題

- ・以下のような調査の課題を解明するとともに、それらを総合して高輪築堤跡の全体像を明らかにする。
 - ①高輪築堤跡の地理学的環境（海浜部の自然環境との関わり）
 - ②高輪築堤跡を構築した土木技術
 - 群杭、土丹層、砂利層、盛土、石積み・石垣、波除杭など
 - ③高輪築堤構築の工区割り及び施工過程
 - ④鉄道関連の施設
 - 電柱・枕木・バラストなど
 - ⑤高輪築堤に使用した資材の分析
 - 石材、砂利、土、木材等の量、由来、搬入経路等
 - ⑥高輪築堤跡の修理箇所と工法
 - ⑦鉄道創業時から複線化、3線化、築堤の終焉に至る高輪築堤の鉄道の歴史的変遷
 - ⑧高輪築堤に関する文献資料、絵画資料、写真資料の収集と分析
 - ⑨近代史、鉄道史、土木史からみた高輪築堤
 - ⑩東京・高輪の地域史における高輪築堤

7. 調査の流れ

- ・調査手順は、基本的に構築の新しい時期から古いものへと段階的に進める。
- ・調査工程については、資料①の築堤断面構造想定図をもとに、資料②～④の調査工程図と資料⑤の調査工程表を基に進める。
- ・構築順の記録写真は合成で調査範囲全体をつなぐ。
- ・調査範囲が長大なことから、適切な調査範囲の規模を検討する。

8. 遺構別の調査方針

石垣について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣は上部が取り除かれているものの、下半部はほぼ残存しており、良好な遺存状態と評価できる。また、山手側石垣についても2段階の石垣が確認されており、

拡張の変遷が分かっている。

- ・ 検出されている石垣の平面及び側面の写真から、石積みの変化点の有無、規模の相違個所の観察、修築跡、石材種の使い方の特徴等、事前に状況確認を行い、調査範囲及び工程を作成する。
- ・ 石垣石は個体 No. をつけて取り上げ、規模、重量、石質、加工、目地の在り方等観察事項を検討し記録化する。
- ・ 裏込め石については、石材の種類、規模、積み方等を観察し、記録化する。
- ・ 胴木及び杭については、規模、加工の在り方、刻印の有無、樹種等の観察を行い記録化する。また、杭に関しては、打ち込み深度と土層との関係等も記録化する。
- ・ 石材はじめ木材等資料については、専門家の指導の下、必要に応じてサンプリング、分析を行う。

堤について

- ・ これまでの調査で最上部には創業時のバラストが確認されている。バラスト面に伴う枕木痕や電信柱痕等、堤上に残る鉄道関連遺構を慎重に確認し記録化する。
- ・ 堤内部の構造については、段階的な構築順に留意し記録化を図る。
- ・ これまでの築堤内部の盛土の状況から、築堤の土層（ローム、粘土、シルト等）は場所により多種の盛土が使われていることが分かっている。盛土の観察及び記録化、分析を慎重に行う。
- ・ 堤の盛土内に含まれる遺物は、創業時の年代を決めるうえで重要なものである。段階的な構築に包含される遺物を適切に取り上げる。
- ・ 築堤盛土と基盤層（自然堆積層）との関係を把握する。
- ・ 専門家の指導の下、必要に応じて盛土・自然堆積層のサンプリング、分析を行う。
- ・ 土層断面の剥ぎ取り、遺構の一部切り取り等は必要に応じて実施する。

波除杭・群杭等について

- ・ これまでの調査によって、海手側石垣の東側に列状の群杭が確認されている。杭列の上部は黒色の砂利で覆われている。砂利層の上面の記録を済ませた後、杭の検出作業を行う。
- ・ 杭列は、築堤と一体のものと考えられることから、杭列の在り方をはじめ、変化点の有無、打ち込み深度と土層との関係等の観察と記録化を行う。また、杭については、取り上げた後、規模、加工痕、刻印等の有無、樹種等の観察を行い、記録化する。
- ・ 専門家の指導の下、必要に応じて樹種等のサンプリングを行う。

埋め立て遺構等について

- ・ 第7橋梁橋台の海手側の土留め遺構は、構内の拡張の遺構として記録化する。
- ・ 試掘調査及び築堤確認調査によって、築堤を覆う土層は構内の拡張の痕跡を示している。構内の歴史を記録化するため、必要な個所で土層堆積の記録化をおこなう。

第7橋梁橋台について

- ・ 遺構の取扱について協議中であることから、決定後に調査方針を別に定めるものとする。

9. 記録作業後の構築部材の取扱いについて

- ・記録化作業が終了した遺構構築部材については、今後の保存・活用・公開の方針を踏まえた上で、適切に扱う。

10. 調査成果の公開について

- ・発掘調査の成果は、現地調査の進捗状況に合わせて現地説明会等により、広く公開する。

2021. 1. 25

高輪築堤調査・保存等検討委員会

東京都教育委員会

港区教育委員会

(JR 東日本加筆修正)

高輪築堤跡の調査の方針について

高輪築堤調査・保存等検討委員会、東京都教育委員会及び港区教育委員会は、高輪築堤跡を対象とする埋蔵文化財の記録保存調査の方針について、次のように提案する。

なお、調査の実施にあたっては、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成10年9月29日付、庁保記第75号）を踏まえるものとする。

1. 高輪築堤跡の文化財的価値

- ・高輪築堤跡は国史跡「旧新橋停車場」と一連のものであり、近代化土木遺産を代表する極めて重要な遺跡である。
- ・高輪築堤跡は、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めており、東京や高輪地区の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ・今回確認された高輪築堤跡は、遺構の連続性をとらえることが可能であり、遺存度も極めて良好である。また、明治5年（1872）の鉄道創業時から、複線化、3線化、そして現代に至るまでの日本の鉄道の歴史の変遷をたどることができる遺跡である。
- ・第7橋梁橋台部は、遺存度も極めて良好であり、今後同種のもので発見される可能性は低く、希少性の高いものである。
- ・高輪築堤跡は、機械化施工が未発達な時期に築かれた盛土構造物であり、かつ設計図や文献等が乏しい当時の設計の考え方（下部構造を含む）や施工方法等が確認できる重要な鉄道構造物である。
- ・第7橋梁橋台部は、我が国における土木構造物の設計方針が変化する過程を示す構造物である。列車荷重等を支える基礎構造や内部構造は、近代土木技術の発達を知るうえで重要度の高いものである。

2. 調査対象

調査の対象は、JR高輪ゲートウェイ駅の西方で確認された、長さ1.3kmほどの築堤本体、海手側及び山手側石垣と波除遺構、そして埋め立て遺構等を含むものである（港区遺跡番号208）。

3. 調査の基本方針

- ・上記2-1のような高輪築堤跡の文化財的価値を踏まえて、調査は、高輪築堤調査・保存等検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び埋蔵文化財行政における東京都教育委員会（以下「都教委」という）・港区教育委員会（以下「区教委」という）が作成する調査方針及び調査指導の下で、考古学とともに近代史、鉄道史、土木史、土木工学、地質学、植物学、環境史などの諸分野の

知見と方法に基づき、詳細かつ慎重に調査を実施する。

- ・高輪築堤は本来、新橋～横浜間の鉄道構造物総体の一部をなすものである。旧新橋駅は国指定史跡「旧新橋停車場」として保存・活用されている。この点を踏まえ、高輪築堤跡もこれに関連する遺構として史跡に相当する重要性をもつことを認識の上、調査を実施する。
- ・遺構の現地保存や移築保存が想定される場合には、それを前提にした調査を実施する。

4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会

- ・検討委員会は、文化財及び鉄道構造物の観点から高輪築堤跡の「調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行う」とされる（設置要綱第2条）。

~~・これを受けて、検討委員会では、埋蔵文化財行政における都教委・区教委の指導の下に、調査方針を定め、具体的な調査方法について決定する。~~

5. 調査の進捗確認

- ・調査の進捗と課題については、定期的に区教委から検討委員会に報告する。
- ・上記の実施にあたり、複数の発掘調査会社が従事することから、調査の目的や各種データ、調査成果等について、定期的に情報共有を図る。

6. 調査の課題

- ・以下のような調査の課題を解明するとともに、それらを総合して高輪築堤跡の全体像を明らかにする。
 - ①高輪築堤跡の地理学的環境（海浜部の自然環境との関わり）
 - ②高輪築堤跡を構築した土木技術
 - 群杭、土丹層、砂利層、盛土、石積み・石垣、波除杭など
 - ③高輪築堤構築の工区割り及び施工過程
 - ④鉄道関連の施設
 - 電柱・枕木・バラストなど
 - ⑤高輪築堤に使用した資材の分析
 - 石材、砂利、土、木材等の量、由来、搬入経路等
 - ⑥高輪築堤跡の修理箇所と工法
 - ⑦鉄道創業時から複線化、3線化、築堤の終焉に至る高輪築堤の鉄道の歴史的変遷
 - ⑧高輪築堤に関する文献資料、絵画資料、写真資料の収集と分析
 - ⑨近代史、鉄道史、土木史からみた高輪築堤
 - ⑩東京・高輪の地域史における高輪築堤

7. 調査の流れ

- ・調査手順は、基本的に構築の新しい時期から古いものへと段階的に進める。
- ・調査工程については、資料①の築堤断面構造想定図をもとに、資料②～④の調査工程図と資料⑤の調査工程表を基に進める。

- ・構築順の記録写真は合成で調査範囲全体をつなぐ。
- ・調査範囲が長大なことから、適切な調査範囲の規模を検討する。

8. 遺構別の調査方針

調査の実施にあたり、調査仕様書は以下に示す「遺構別の調査計画の考え方」を参考に別途作成する。

■遺構別の調査計画の考え方

石垣について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣は上部が取り除かれているものの、下半部はほぼ残存しており、良好な遺存状態と評価できる。また、山手側石垣についても2段階の石垣が確認されており、拡張の変遷が分かっている。
- ・検出されている石垣の平面及び側面の写真から、石積みの変化点の有無、規模の相違個所の観察、修築跡、石材種の使い方の特徴等、事前に状況確認を行い、調査範囲及び工程を作成する。
- ・石垣石は個体 No. をつけて取り上げ、規模、重量、石質、加工、目地の在り方等観察事項を検討し記録化する。
- ・裏込め石については、石材の種類、規模、積み方等を観察し、記録化する。
- ・胴木及び杭については、規模、加工の在り方、刻印の有無、樹種等の観察を行い記録化する。また、杭に関しては、打ち込み深度と土層との関係等も記録化する。
- ・石材はじめ木材等資料については、専門家の指導の下、必要に応じてサンプリング、分析を行う。

堤について

- ・これまでの調査で最上部には創業時のバラストが確認されている。バラスト面に伴う枕木痕や電信柱痕等、堤上に残る鉄道関連遺構を慎重に確認し記録化する。
- ・堤内部の構造については、段階的な構築順に留意し記録化を図る。
- ・これまでの築堤内部の盛土の状況から、築堤の土層（ローム、粘土、シルト等）は場所により多種の盛土が使われていることが分かっている。盛土の観察及び記録化、分析を慎重に行う。
- ・堤の盛土内に含まれる遺物は、創業時の年代を決めるうえで重要なものである。段階的な構築に包含される遺物を適切に取り上げる。
- ・築堤盛土と基盤層（自然堆積層）との関係を把握する。
- ・専門家の指導の下、必要に応じて盛土・自然堆積層のサンプリング、分析を行う。
- ・土層断面の剥ぎ取り、遺構の一部切り取り等は必要に応じて実施する。
- ・盛土材料の品質確認のため、締固め度または締固めエネルギーの確認等の試験を行う。

波除杭・群杭等について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣の東側に列状の群杭が確認されている。杭列の上部は黒色の砂利で覆われている。砂利層の上面の記録を済ませた後、杭の検出作業を行う。

- ・杭列は、築堤と一体のものと考えられることから、杭列の在り方をはじめ、変化点の有無、打ち込み深度と土層との関係等の観察と記録化を行う。また、杭については、取り上げた後、規模、加工痕、刻印等の有無、樹種等の観察を行い、記録化する。
- ・専門家の指導の下、必要に応じて樹種等のサンプリングを行う。

埋め立て遺構等について

- ・第7橋梁橋台の海手側の土留め遺構は、構内の拡張の遺構として記録化する。
- ・試掘調査及び築堤確認調査によって、築堤を覆う土層は構内の拡張の痕跡を示している。構内の歴史を記録化するため、必要な個所で土層堆積の記録化をおこなう。

第7橋梁橋台について

- ・遺構の取扱について協議中であることから、決定後に調査方針を別に定めるものとする。

9. 記録作業後の構築部材の取扱について

- ・記録化作業が終了した遺構構築部材については、今後の保存・活用・公開の方針を踏まえた上で、適切に扱う。

10. 調査成果の公開について

- ・発掘調査の成果は、現地調査の進捗状況に合わせて現地説明会等により、広く公開する。

2021. 1. 25

高輪築堤調査・保存等検討委員会

東京都教育委員会

港区教育委員会

高輪築堤跡の調査の方針について

高輪築堤調査・保存等検討委員会、東京都教育委員会及び港区教育委員会は、高輪築堤跡を対象とする埋蔵文化財の記録保存調査の方針について、次のように提案する。

1. 高輪築堤跡の文化財的価値

- ・高輪築堤跡は国史跡「旧新橋停車場」と一連のものであり、近代化土木遺産を代表する極めて重要な遺跡である。
- ・高輪築堤跡は、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めており、東京や高輪地区の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ・今回確認された高輪築堤跡は、遺構の連続性をとらえることが可能であり、遺存度も極めて良好である。また、明治5年（1872）の鉄道創業時から、複線化、3線化、そして現代に至るまでの日本の鉄道の歴史の変遷をたどることができる遺跡である。
- ・第7橋梁橋台部は、遺存度も極めて良好であり、今後同種のもので発見される可能性は低く、希少性の高いものである。
- ・高輪築堤跡は、機械化施工が未発達な時期に築かれた盛土構造物であり、かつ設計図や文献等が乏しい当時の設計の考え方（下部構造を含む）や施工方法等が確認できる重要な鉄道構造物である。
- ・第7橋梁橋台部は、我が国における土木構造物の設計方針が変化する過程を示す構造物である。列車荷重等を支える基礎構造や内部構造は、近代土木技術の発達を知るうえで重要度の高いものである。

2. 調査対象

調査の対象は、JR高輪ゲートウェイ駅の西方で確認された、長さ1.3kmほどの築堤本体、海手側及び山手側石垣と波除遺構、そして埋め立て遺構等を含むものである（港区遺跡番号208）。

3. 調査の基本方針

- ・上記1のような高輪築堤跡の文化財的価値を踏まえて、調査は、高輪築堤調査・保存等検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び埋蔵文化財行政における東京都教育委員会（以下「都教委」という）・港区教育委員会（以下「区教委」という）が作成する調査方針及び調査指導の下で、考古学とともに近代史、鉄道史、土木史、土木工学、地質学、植物学、環境史などの諸分野の知見と

方法に基づき、詳細かつ慎重に調査を実施する。

- ・高輪築堤は本来、新橋～横浜間の鉄道構造物総体の一部をなすものである。旧新橋駅は国指定史跡「旧新橋停車場」として保存・活用されている。この点を踏まえ、高輪築堤跡もこれに関連する遺構として史跡に相当する重要性をもつことを認識の上、調査を実施する。
- ・遺構の現地保存や移築保存が想定される場合には、それを前提にした調査を実施する。

4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会

- ・検討委員会は、文化財及び鉄道構造物の観点から高輪築堤跡の「調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行う」とされる（設置要綱第2条）。
- ・これを踏まえて、検討委員会では、埋蔵文化財行政における都教委・区教委の指導の下に、調査方針を定め、具体的な調査方法について決定する。

5. 調査の進捗確認

- ・調査の進捗と課題については、定期的に区教委から検討委員会に報告する。
- ・上記の実施にあたり、複数の発掘調査会社が従事することから、調査の目的や各種データ、調査成果等について、定期的に情報共有を図る。

6. 調査の課題

- ・以下のような調査の課題を解明するとともに、それらを総合して高輪築堤跡の全体像を明らかにする。
 - ①高輪築堤跡の地理学的環境（海浜部の自然環境との関わり）
 - ②高輪築堤跡を構築した土木技術
→群杭、土丹層、砂利層、盛土、石積み・石垣、波除杭など
 - ③高輪築堤構築の工区割り及び施工過程
 - ④鉄道関連の施設
→電柱・枕木・バラストなど
 - ⑤高輪築堤に使用した資材の分析
→石材、砂利、土、木材等の量、由来、搬入経路等
 - ⑥高輪築堤跡の修理箇所と工法
 - ⑦鉄道創業時から複線化、3線化、築堤の終焉に至る高輪築堤の鉄道の歴史的変遷
 - ⑧高輪築堤に関する文献資料、絵画資料、写真資料の収集と分析
 - ⑨近代史、鉄道史、土木史からみた高輪築堤
 - ⑩東京・高輪の地域史における高輪築堤

7. 調査の流れ

- ・調査手順は、基本的に構築の新しい時期から古いものへと段階的に進める。
- ・調査工程については、資料①の築堤断面構造想定図をもとに、資料②～④の調査工程図と資料⑤の調査工程表を基に進める。

- ・構築順の記録写真は合成で調査範囲全体をつなぐ。
- ・調査範囲が長大なことから、適切な調査範囲の規模を検討する。

8. 遺構別の調査方針

石垣について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣は上部が取り除かれているものの、下半部はほぼ残存しており、良好な遺存状態と評価できる。また、山手側石垣についても2段階の石垣が確認されており、拡張の変遷が分かっている。
- ・検出されている石垣の平面及び側面の写真から、石積みの変化点の有無、規模の相違個所の観察、修築跡、石材種の使い方の特徴等、事前に状況確認を行い、調査範囲及び工程を作成する。
- ・石垣石は個体 No. をつけて取り上げ、規模、重量、石質、加工、目地の在り方等観察事項を検討し記録化する。
- ・裏込め石については、石材の種類、規模、積み方等を観察し、記録化する。
- ・胴木及び杭については、規模、加工の在り方、刻印の有無、樹種等の観察を行い記録化する。また、杭に関しては、打ち込み深度と土層との関係等も記録化する。
- ・石材はじめ木材等資料については、専門家の指導の下、必要に応じてサンプリング、分析を行う。

堤について

- ・これまでの調査で最上部には創業時のバラストが確認されている。バラスト面に伴う枕木痕や電信柱痕等、堤上に残る鉄道関連遺構を慎重に確認し記録化する。
- ・堤内部の構造については、段階的な構築順に留意し記録化を図る。
- ・これまでの築堤内部の盛土の状況から、築堤の土層（ローム、粘土、シルト等）は場所により多種の盛土が使われていることが分かっている。盛土の観察及び記録化、分析を慎重に行う。
- ・堤の盛土内に含まれる遺物は、創業時の年代を決めるうえで重要なものである。段階的な構築に包含される遺物を適切に取り上げる。
- ・築堤盛土と基盤層（自然堆積層）との関係を把握する。
- ・専門家の指導の下、必要に応じて盛土・自然堆積層のサンプリング、分析及び試験を行う。
- ・土層断面の剥ぎ取り、遺構の一部切り取り等は必要に応じて実施する。

波除杭・群杭等について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣の東側に列状の群杭が確認されている。杭列の上部は黒色の砂利で覆われている。砂利層の上面の記録を済ませた後、杭の検出作業を行う。
- ・杭列は、築堤と一体のものと考えられることから、杭列の在り方をはじめ、変化点の有無、打ち込み深度と土層との関係等の観察と記録化を行う。また、杭については、取り上げた後、規模、加工痕、刻印等の有無、樹種等の観察を行い、記録化する。
- ・専門家の指導の下、必要に応じて樹種等のサンプリングを行う。

埋め立て遺構等について

- ・第7橋梁橋台の海手側の土留め遺構は、構内の拡張の遺構として記録化する。
- ・試掘調査及び築堤確認調査によって、築堤を覆う土層は構内の拡張の痕跡を示している。構内の歴史を記録化するため、必要な個所で土層堆積の記録化をおこなう。

第7橋梁橋台について

- ・遺構の取扱について協議中であることから、決定後に調査方針を別に定めるものとする。

9. 記録作業後の構築部材の取扱について

- ・記録化作業が終了した遺構構築部材については、今後の保存・活用・公開の方針を踏まえた上で、適切に扱う。

10. 調査成果の公開について

- ・発掘調査の成果は、現地調査の進捗状況に合わせて現地説明会等により、広く公開する。

庁保記第75号
平成10年9月29日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いいたします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いいたします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いいたします。

本通知により、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年11月19日付け庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

1 基本的事項

(1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差違を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないよう配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整

備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の作り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2)、(3)で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るためには、各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を出向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

- 1 都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村の専門職員の出向・派遣、市町村間の専門職員の出向・派遣の調整等に努める必要があること。
- 2 地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の出向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。
- 3 当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会は、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることができる。

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等の発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

(イ) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派遣その他の支援によっても対応することができない場合に限って、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うことは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

- 1 導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。
- 2 民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化により努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に係る開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある

- 1 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
- 2 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとと

もに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。

- 3 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないように努めること
- 4 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- 5 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

- 1 試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。
- 2 作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。
- 3 事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」（以下「報告書」という。）の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に

見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の一基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所存・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によつて把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

5 試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中での的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらにつ

いては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

(2) 記録保有のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見(試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあつては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見)を聞き、調整の上決定することが適切である。また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

(3) 盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施行後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し、盛土等の施行以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

7 発掘調査の経費等について

(1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、

発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第57条の2第2項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」(昭和56年2月7日付け庁保記第11号)による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(2) 事業者に負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費(機械器具の借損料, 立入補償費等を含む。), 出土文化財の整理等に要する経費(応急的な保存処理のための費用を含む。), 報告書作成費等である。なお、開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

(3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1) 埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用を努めることとされたい。

(2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

- (1) 遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。
- (2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要がある。遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。
- (3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

- 1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする
こと。
- 2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする
こと。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることは適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

- 3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うもの
とすること。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施行後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○**道路等** 次に挙げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

- (ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等
- (イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分
- (ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道
- (エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

○**ダム・河川** ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地

下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立 盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとする。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さの標準は2～3メートル程度が適当である。なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会等の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物 建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

- 1 対象地域が狭小で通常が発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

- 2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

高輪築堤跡(港区No.208)埋蔵文化財調査の進捗について

2021(令和3年).1.22現在

地 点(街区)	試掘調査	築堤残存 確認調査	本調査 (記録保存)	海手側石垣			築堤上面 (バラスト)	山手側石垣		特記事項
				石垣	土台木等	波除杭		石垣	土台木等	
1街区	トレンチ1	実施中		○	○	一部確認	○	○	桐木確認	予定:海側BG打込に伴い杭等の残存状況立会いと山側石垣の間知石の頭出し作業
2街区	トレンチ2・3	実施中		○	○	○	○	○	桐木確認	予定:残存確認作業継続 ・3線化の痕跡確認(2C-1区)
第2東西連絡道路部	終了	終了	調査終了	○	○	○	○	○開業期と 3線化に伴 う石垣	○	築堤内部構造調査(記録保存調査;9/1 調査開始~12/22終了確認)
3街区(第7橋台含む)	トレンチ4	ほぼ終了		○	○	○	×(上面削 平されてい る)	未確認	未確認	予定:橋台の山側のあり方と山側石垣 の残存状態確認のため4か所試掘
4街区		実施中		○	○	○	○	未確認	未確認	海側石垣上に張り出し部を確認 予定:残存状況確認後写真測量と山側 石垣確認のため試掘調査
<p>《 凡例 》 ○:残存確認 ×:削平等により取り除かれている 未確認:残存が想定できるが未確認である</p>										



4街区



2街区

1街区

2街区

3街区

4街区

5街区

1街区

3街区



←至東京

高輪ゲートウェイ駅

至品川→

物流荷捌き部

高輪大木戸

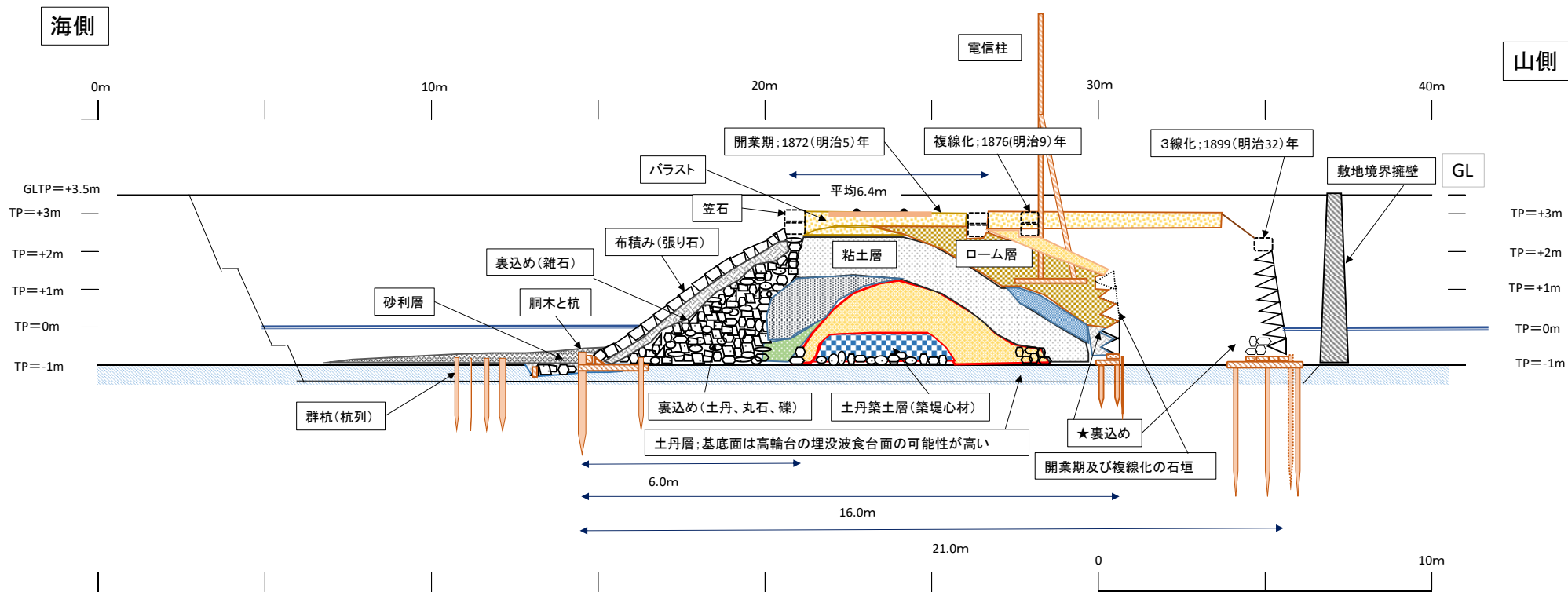
仮斜路部

第二東西連絡道路部分における調査の終了について

・2020年12月22日（火）、現地調査終了（区教委・JRで確認済）

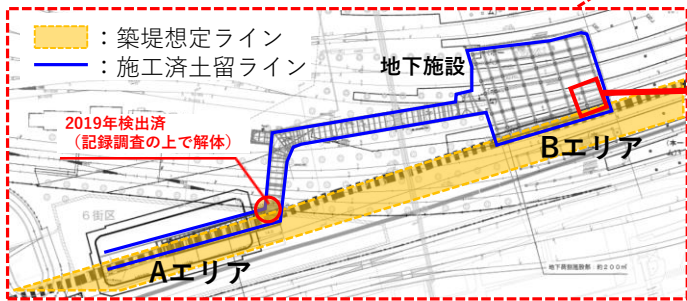
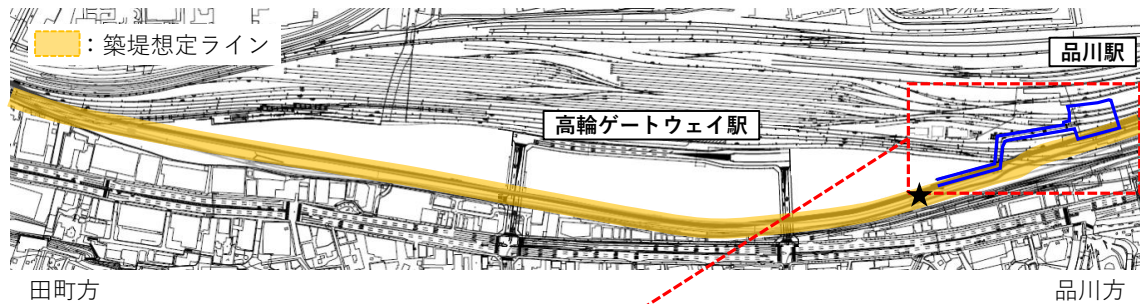
※海側石垣のうち、調査区南壁に接する石垣3列については、埋め戻し後に撤去し、記録作業を行うことを確認。

記録作業は2021年1月15日（金）に終了を確認済。



品川駅改良工事に伴う築堤検出状況について

【現地案内図】



【現地の状況】

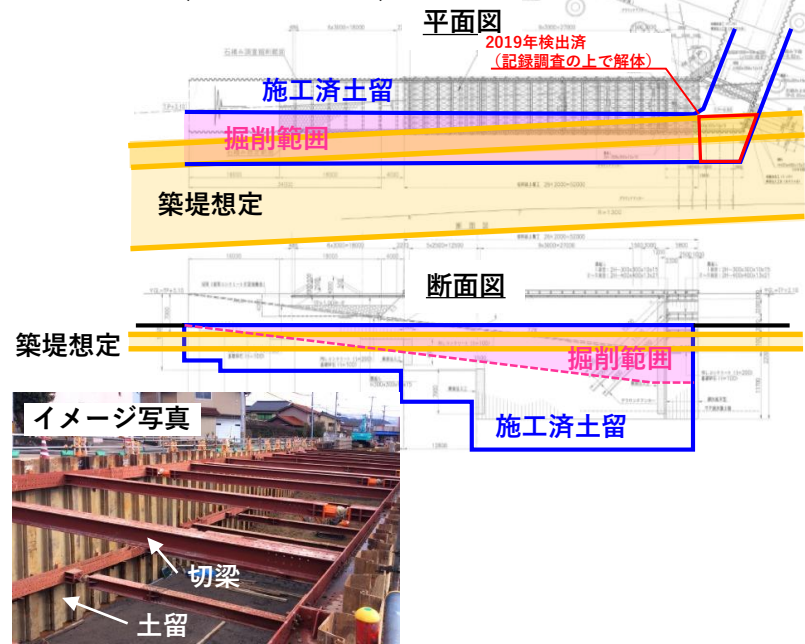


【環状4号線橋脚部試掘】

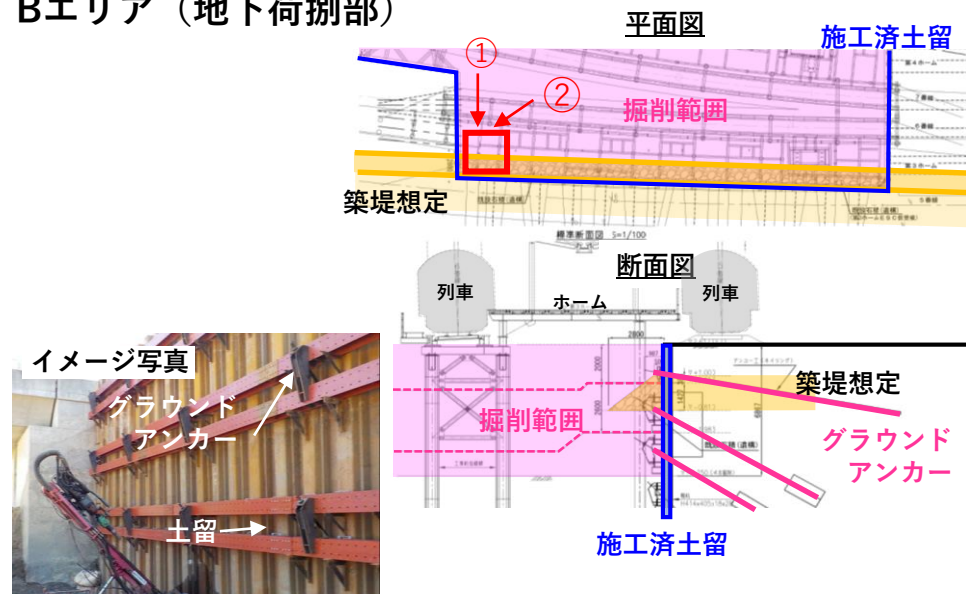
環状4号線建設事業のうち、高輪築堤に干渉する可能性がある部分（上記【現地案内図】の★印付近）について試掘調査を実施（2020.11.27）。
→海側のオ志垣と開業期のバラストを確認（写真①）
→山側石垣は確認できず（写真②）



Aエリア（地下斜路部）



Bエリア（地下荷捌部）



【現地確認済】

- ・石垣（根石+2~3段程度）
- ・群杭（杭列）

※現況地盤（T.P.+1.6m）までの掘削中に石垣がないことを確認済

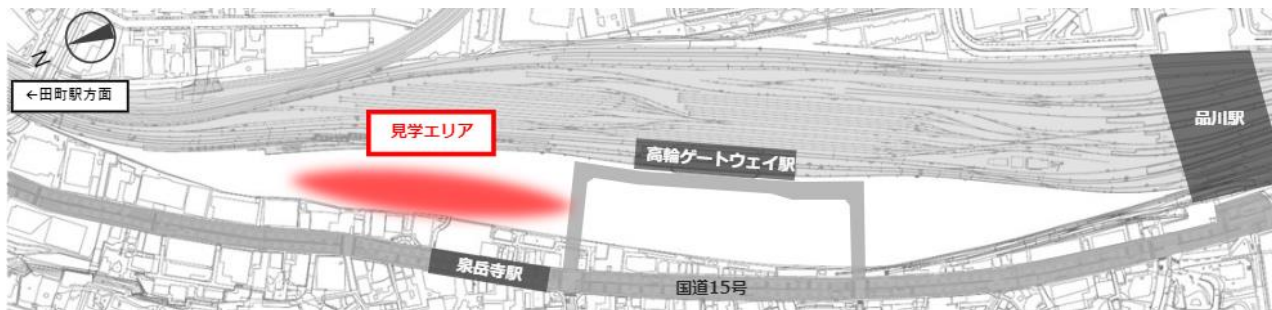
高輪築堤に関する文献等調査について 現時点報告

非公開

【非公開内容のため資料添付なし】

【実施概要】

- 開催日時 : 2021年1月10日（日）、1月11日（月・祝）、1月12日（火）
- 定員数 : 1回定員20名（各日5回）1日／100名 計300名 ※事前応募制
- 見学会応募総数 : 1978件
- 参加者 : 270名（当選者の9割が参加）



- Youtube（JR東日本公式チャンネル）公開 再生回数：約5,870回
- 1月7日港区区議会視察 : 参加者29名
- 1月9日港区町内会等見学会 : 見学者55名



(参考資料)「高輪築堤」現地見学会の実施状況

受付・待合



注意事項説明



Aエリア (概要説明)



移動 (受付→Aエリア)



Bエリア



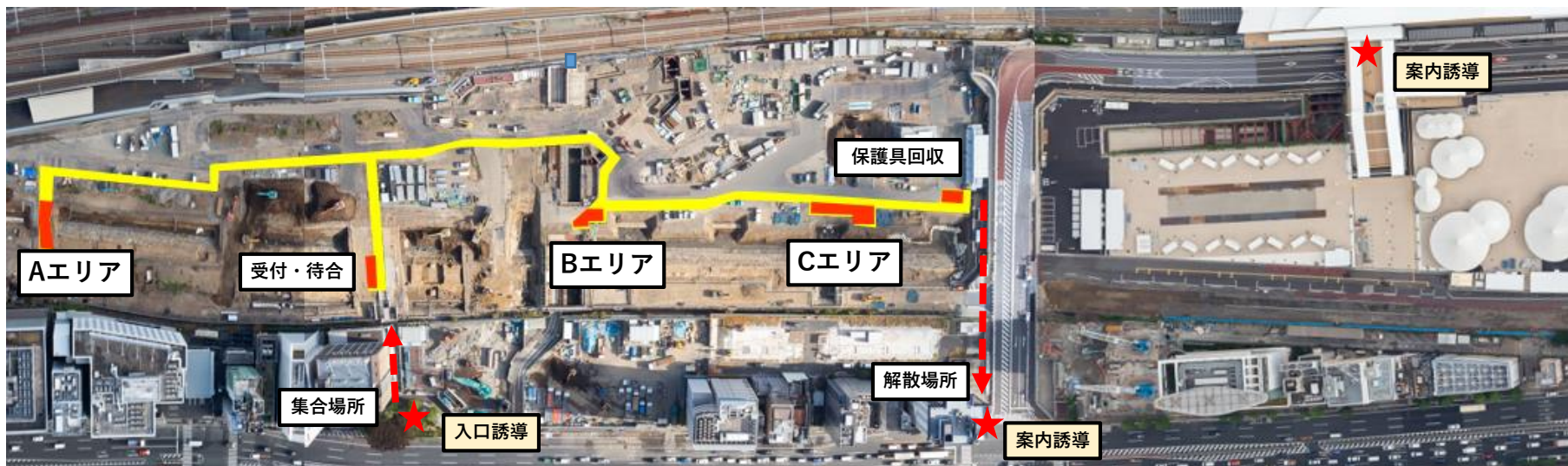
Cエリア



Cエリア (石垣・杭等展示)



見学会ルート・運営配置



(参考資料)「高輪築堤」現地見学会の運営状況

(新型コロナウイルス感染拡大防止対策)

○見学者について

- ・事前応募制による人数制限（見学者の氏名・代表者の連絡先の把握）
- ・受付時の検温実施
- ・マスク着用、手指消毒
- ・ソーシャルディスタンス確保
- ・保護具配布・資料は見学者各自にお取りいただく

○スタッフ等について

- ・スタッフの検温実施
- ・マスク着用、手指消毒
- ・各回毎、お客さまの触れる保護具、テーブル・椅子の消毒
- ・仕様備品の番号管理・消毒 等

受付（検温・手指消毒等）



受付・待合の消毒（移動開始後）

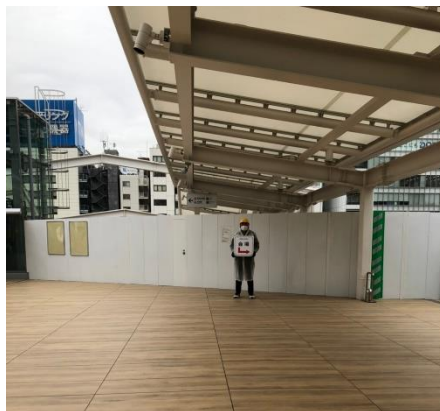


保護具回収後の消毒（各回終了後）



(その他運営の様子)

駅デッキ上での誘導案内



現場外誘導案内



集合場所・入口誘導案内



保護具回収



「高輪築堤の出土について」プレスリリース（12/2）

<主な内容>

- ・品川開発プロジェクトの計画エリア内において、高輪築堤の一部とみられる構造物が出土した。
- ・今後、まちづくりの中で、約150年前（明治初期）に構築された高輪築堤を継承し、地域の歴史価値向上と地域社会への貢献を目指す。

「高輪築堤」現地見学会のご案内 プレスリリース（12/10）

<主な内容>

- ・2021年1月10日～12日に現地見学会の参加者を募集。（感染症対策のため各回20組、3日間合計300組）

「高輪築堤」報道公開（1/8）

参加メディア 16社

（テレビ）TBS、NHK、テレビ朝日、日本テレビ、テレビ東京 J:COM東京

（新聞他）朝日新聞、読売新聞、東京新聞、共同通信、時事通信、交通新聞社、日刊工業新聞 日刊建設工業新聞、朝日小学生新聞、株式会社エリエイ（鉄道6紙代表撮影）



概要説明



現況説明

【報道状況】 1/8～1/12

○日本テレビ、TBS、NHK、テレビ朝日、テレビ東京

○日経新聞、朝日新聞、産経新聞、東京新聞、日刊工業新聞、日刊建設工業新聞

令和 2 年 12 月 25 日

高輪築堤跡文化庁視察行程

場 所 三田Avantiビル2階会議室、高輪築堤跡
出席者 文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門
文化庁文化財第二課史跡部門
東京都教育庁、港区教育委員会、JR 東日本

次 第

13 時 00 分 開会
13 時 05 分 高輪築堤遺構調査の状況（港区教育委員会）
13 時 20 分 高輪地区再開発事業について（JR 東日本）
13 時 30 分 保存検討委員会の設置及び開催状況（JR 東日本）
13 時 45 分 見学会等の開催について（JR 東日本・港区教育委員会）
14 時 00 分 移動開始
高輪築堤跡現地視察・説明（港区教育委員会）
14 時 45 分 総評（文化庁）
15 時 00 分 閉会

総 評

史跡部門主任調査官：明治日本の近代化に関する遺構として極めて価値が高く、歴史的文化資源が良好な形で現地に保存されていたことが驚きである。第 7 橋梁部と連続する築堤は鉄道創業期の遺構として学術的価値が高いことは勿論のこと、三線化、そして最近まで鉄道が走っていたという連続性、日本の大動脈としての遺構、さらには産業史、鉄道史、土木史上重要である。既に報道発表されていることから、今後、市民や国民の関心と呼ぶことは間違いない。高輪築堤調査・保存等検討委員会が現地保存を要望している 80 メートルの範囲については、現地を改めて見てなるほどと納得した次第である。事業者においても最大限の配慮、協力をしてほしい。

埋蔵文化財部門調査官：築堤の石積みは近世以来の手法を用いられたと考えられる。第 7 橋梁部の R 部分は近世末（18 世紀末～19 世紀）には見られる手法で、城郭の石積みとは異なり難しく技術的に高度なものと位置付けられる。一方、橋梁上部は西洋の技術を用いていると思われる。近世以来の日本の技術と西洋の技術で作ったハイブリッドな構造物として文化財的価値が高い。なお、今回視察した所見では、創業期の築堤が波等によって壊され、修理された部分もあるように思われる（石の色や材、摩耗状態など）。調査仕様の検討に際しては、こうした修理箇所に関する点も考慮頂きたい。併せて調査については JR 東日本や検討委員会と十分に協議しながら進めてほしい。

学会等からの要望・視察等

■要望書

□高輪地区各町会（2020年12月1日）

『品川開発プロジェクト内 高輪築堤の移転保存のお願い』

□産業遺産学会（2020年12月23日）

『鉄道遺構「高輪築堤」保存・公開の要望』

□港区文化財保護審議会構成員（2021年1月22日）

『高輪築堤遺跡の保存活用に関する要望書』

■視察

□文化庁（12月25日）

□土木学会（1月6日）

□鉄道史学会（1月22日）

東日本旅客鉄道株式会社
社長 深澤 祐二 様


品川開発プロジェクト内 高輪築堤の移転保存のお願い

日頃より国民の安全な移動を支えて頂いておりますことに心より感謝を申し上げます。

本年4月に約150年前に構築された高輪築堤が見つかったことと聞き、新たな地域の魅力となることと大変喜ばしく思っております。しかしながら、この場所は御社が開発を計画している中心部に位置をしており、泉岳寺側からデッキで国道15線を安全に渡る計画にも影響が出ないものかと大変心配をしている次第です。報道による情報ですと、現地調査の後には埋め戻すことが決まっているとされております。そのような話が進みますと、今後、この築堤を目にすることは相当先の話となってしまう、我々の目には二度と触れることは無くなることと推察されます。

これは誠に残念なことであり、出来ましたら、再開発の広場に築堤を移設して頂きまして人々の目に触れるよう整備して頂くことを望みます。地域としましては新駅を含め、泉岳寺地域が大きく発展していくものと期待を致しております。安全・安心な街づくりを進めていくためにも、歩行者デッキの設置は地域の強い要望でもあります。是非とも、私たち地域住民の思いを汲んで頂きたく心よりお願いを申し上げます。

令和2年12月1日



◆「品川開発プロジェクト内 高輪築堤の移転保存のお願い」署名者一覧

	町会・商店会名	会長氏名	記名者	
			役職	氏名
町会	車町東町会	■■■■■	同左	同左
	伊皿子睦会	■■■■■	同左	同左
	高輪台町会	■■■■■	同左	同左
	車町西町会	■■■■■	副会長	■■■■■
	高輪二本榎町会	■■■■■	同左	同左
	高輪北町親和会	■■■■■	同左	同左
	松ヶ丘会	■■■■■	同左	同左
	高輪一丁目君友会	■■■	副会長	■■■■■
商店会	高輪泉岳寺前商店会	■■■■■	会長代理	■■■■■
	メリーロード高輪	■■■■■	同左	同左

2020年12月24日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤祐二様

産業遺産学会会長 天野武弘



鉄道遺構「高輪築堤」保存・公開の要望

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。JR高輪ゲートウェイ駅の工事現場から、1872（明治5）年に開業した日本初の官設鉄道の遺構である「高輪築堤」が発見されました。「海の中を走る鉄道」と伝えられる幻の築堤です。

産業遺産学会は、1km余りにおよぶ築堤が交通史や土木史、土木技術などの研究にたいへん重要な産業遺産であり、近代化の幕開けと世界との接点を象徴する文化財であると考えます。また、鉄道記念物や国の重要文化財あるいは史跡にふさわしい価値を持つ鉄道土木遺産であるとも考えます。

産業遺産学会は、貴社がご発表になった「高輪築堤」遺構の保存・公開が、確かな歴史を後世に伝え、日本の近代を見直す大きなきっかけになるばかりでなく、人々が日本の技術や文化に誇りを持ち、未来を切り開いていくための糧となると確信いたします。観光資源としての価値も持ちうる鉄道遺産の保存と公開のご決定に賛同申しあげるとともに、敬意を表したいと存じます。

記

要望

「高輪築堤」遺構の文化財的価値をご理解の上、遺構を発掘規模で保存し、鉄道の原点を飾る産業遺産を見学できるよう、公開くださいますことを要望します。

要望の理由

- (1) 明治初期までに日本人が培ってきた土木技術と、鉄道黎明期の敷設技術を知る上で貴重な遺構である。また、お雇い英国人エドモンド・モレルが指導した鉄道技術と、それをどのように日本人技術者が消化・吸収したかを知るうえでの貴重な鉄道技術遺産でもある。こうした、在来の土木技術と先進の西洋鉄道技術の接合が見られる点では類例がなく、「世界史の視点で重要」な鉄道遺構である。
- (2) 明治後期から昭和にかけての埋め立てで姿を消し、伝承に甘んじてきた海上築堤の姿を後世に伝える貴重な歴史遺産である。1872(明治5)年の単線開業と1877(明治10)年の複線完成時で鉄道敷設技術がどのように進歩したのか、また同時に行われた木桁から鉄桁への架け換えでは、橋台の構造をどのように変更したのかなどが検証できる鉄道土木遺産でもある。

- (3) 新橋・横浜間の鉄道遺構には、復元され国の史跡に指定されている「旧新橋停車場」があるが、「高輪築堤」は日本鉄道史の原点、技術、人々の夢や野望をより確実に後世に伝える糧になる。日本国有鉄道は1958（昭和33）年、鉄道記念物の指定を始め、初年度に1号機関車と旧新橋駅の0マイルポストを指定している。鉄道記念物と1963（昭和38）年に開始された準鉄道記念物は他の産業遺産に先駆けた敬意を表すべき保存制度であるが、「高輪築堤」はこれに新たな一頁を加えるほどの発見である。「旧新橋停車場」と「高輪築堤」を同レベルで保存・公開することが重要である。
- (4) 旧碓氷峠鉄道施設や旧手宮鉄道施設、門司港駅、東京駅、梅小路機関車庫は重要文化財に指定され、「石見銀山遺跡とその文化的景観」や「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産一覧表に記載されるなど、産業遺産への関心が深まり、一般の人々の間でもその歴史的価値、文化的価値への認識が広まっている。「高輪築堤」遺構はそれら日本の近代化を象徴する土木遺産であると同時に、観光資源としての資質を有する産業遺産である。

産業遺産学会について

産業遺産学会は1977（昭和52）年、産業考古学会として発足し、産業遺産や関連資料の調査・研究、保存活動を行ってきました。今日では文化財に指定・登録される産業遺産が増え、「石見銀山遺跡とその文化的景観」や「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」など世界遺産が誕生するまでになりました。しかし、学会設立当初は社会の産業遺産に対する認識は薄く、多くの価値ある産業遺産が顧みられることなく取り壊されました。そこで産業考古学会は1979（昭和54）年、保存要望活動を始め、1996（平成8）年には旧新橋停車場遺構の保存要望書も提出しました。また、1983（昭和58）年には功労者表彰制度、1985（昭和60）年には推薦産業遺産制度を創設し、碓氷アプト線遺構や奥羽本線板屋峠鉄道施設群などを認定してきました。2020（令和2）年4月には、研究を進化・発展させ、保存から活用に向けた活動を活発化させるため、産業遺産学会に改名しました。

令和3年1月22日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二様

(港区文化財保護審議会構成員)

岩 淵 令 治
松 本 健
浅 井 京 子
漆 原 徹
河 合 正 朝
谷 川 章 雄
都 倉 武 之
藤 井 恵 介

高輪築堤遺跡の保存活用に関する要望書

拝啓、時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、港区文化財保護審議会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和2年12月14日に視察させていただきました、港区三田三丁目及び高輪二丁目所在の高輪築堤遺跡は、港区の地域を語る上で欠かせない重要な遺構であるだけでなく、東京都及び日本国の歴史にも欠かすことのできない重要な遺跡です。日本の鉄道史上最古の遺構であることはもちろんのこと、台場を構築した日本の海上土木技術と、西洋の技術指導を体現する希有な土木構造物であり、さらに、第七橋梁の様に、国の開発に地域住民の要望を取り入れたという点で、国と地域住民の歴史を今に残す日本近代史を語る上で欠かせない重要な歴史遺産です。

コロナ禍の苦しい状況とは存じますが、貴社におかれましては、この貴重な遺跡の持つ高い文化的意義と歴史的価値が永遠に失われることのないよう、遺構の現状を十分保ちながら保存活用する方途を御検討いただくようお願い申し上げます。

土木学会さんがアルバム「2021年1月6日（水）土木学会が「高輪築堤」を視察」に写真10件を追加しました。

昨日 9:47 · 🌐

土木学会（会長 冢田仁）では、1/6（水）に、高輪築堤の視察を行いました。高輪築堤は、日本最古の鉄道遺構であり、線路の一部を海上に建設するために作られた石の堤防です。東日本旅客鉄道(株)様が進めている「品川開発プロジェクト」の計画エリア内にて、高輪築堤の一部とみられる構造物が出土しました。

この度、東日本旅客鉄道(株)様のご厚意で、冢田会長をはじめとする土木学会の視察が行われ、また、視察後は意見交換会を実施いたしました。

当日は、

- ・明治以降の産業遺構として価値が高く、最大限活用することにより、近代日本黎明期の土木遺産としてPRできるとよい。
 - ・調査を進め当時の土木技術や施工技術を解明し、広く一般に公開活用できるとよい。
- などの意見がありました。



